

防府市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱

平成21年6月1日制定

(設置)

第1条 介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めるための地域密着型サービス事業者(以下「事業者」という。)を公平、公正に選定することを目的として、防府市地域密着型サービス事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域密着型サービス事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、防府市地域密着型サービス運営委員会で選出された5名の委員とする。

(委員長)

第4条 選定委員会の委員長は、選出された委員から互選するものとする。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 選定委員会は、委員長が招集する。

2 選定委員会の議長は、委員長をもって充てる。

(任期)

第6条 委員の任期は、防府市地域密着型サービス運営委員会の委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、福祉部において定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。